

都城市空家等管理活用支援法人募集要領

1 目的

この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定する法人の募集に関し必要事項を定めるものとする。

2 概要

（1）指定期間

指定日から 5 年間

なお、指定期間は、申請により継続することができる。

（2）業務内容

法第 24 条第 1 号に定める業務

3 応募資格

この募集に申請できる者は、都城市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項各号の規定をすべて満たす者とする。

4 募集期間

市が指定した期間

5 申請方法

この募集に申請する者は、空家等管理活用支援法人指定申請書（要綱様式第 1 号）に以下の書面（市長が必要がないと認めるものを除く。）を添えて市長に提出すること。

	提出書面	備考
(1)	定款	
(2)	登記事項証明書	
(3)	役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面	
(4)	法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面	
(5)	前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表	
(6)	当該事業年度の事業計画書及び収支予算書	
(7)	これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面	
(8)	法第 24 条第 1 号に規定する業務に関する計画書	
(9)	市税の滞納がないことを証する書面	市税の納税状況調査に同意する場合は、市税の滞納がないことを証する書面は不要。
(10)	(1)～(9)のほか、支援法人の業務に関し参考となる書面	

6 指定の決定

申請内容が要綱第3条第1項各号のいずれにも該当すると認めるとき、支援法人の指定を決定する。

7 留意事項

申請にあたっては、法及び要綱を参照すること。

支援法人として指定されたことによる業務委託料等は発生せず、法人として有している経理的基礎や国または地方公共団体からの補助金及び民間資金を活用し事業を実施すること。

8 遵守事項

従業員を雇用する際は、労働基準法等の法令等を遵守し業務に当たらせること。

9 提出方法

人口対策課に持参又は郵送にて提出すること。ただし、申請をしようとする者は、提出する前に人口対策課担当者と事前協議を行うこと。

10 問い合わせ先

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号

都城市総合政策部人口対策課 空き家相談センター

電話：0986-23-8067

FAX：0986-23-2675

E-mail：akiya@city.miyakonojo.miyazaki.jp